

第1 この基準は、岐阜大学が開講する授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 成績評価は、シラバスに示された成績評価に関する方法と観点に基づいて行うものとする。

第3 成績評価は以下の表のとおりとする。ただし、合格又は不合格の評語を用いることができる授業科目は、卒業研究及び全学共通教育科目のうち、教育推進・学生支援機構長が指定する科目とし、あらかじめ教学委員会の了承を得るものとする。

評語	評価基準等	素点を用いる場合の得点率	単位	
秀	到達すべき目標を十分に達成し、優よりも更に卓越した成果をあげている。	90%以上	与える	
優	到達すべき目標を十分に達成し、優れた成果をあげている。	90%未満 80%以上	与える	
良	到達すべき目標を十分に達成している。	80%未満 70%以上	与える	
可	到達すべき目標を達成している。	70%未満 60%以上	与える	
不可	到達すべき目標を達成していない。	60%未満	与えない	
合格	秀、優、良、可の区別を用いない科目において、到達すべき目標を達成している。	-	与える	
不合格	秀、優、良、可の区別を用いない科目において、到達すべき目標を達成していない。	-	与えない	
認定	学則及び大学院学則で規定する既修得単位、他大学（他大学院）等における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修の単位認定。	-	与える	

第4 成績評価とは別に、学部・研究科の定めるところにより、「再試験」の評語を用いることができる。また、学部等の取扱いにより、履修放棄等を表す評語として「未履修」を用いることができる。

第5 学生は成績評価について、所定の手続により異議申立を行うことができる。

2 前項については、別途定める。

第6 第3の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した者の成績評価のうち、「岐阜大学成績評価に関する申合せ」による評語（評定）が「秀（S）」及び「優（A）」の場合の評語は、「優」で表す。

2 第4に規定する評語の「再試験」及び「未履修」については、平成27年度開講科目から適用する。また、平成26年度以前の成績評価における「不可（X）」は、「未履修（X）」で表す。

第7 成績評価の評語、秀、優、良、可、合格、不可、不合格、認定をアルファベットで表記する場合は、それぞれ、S、A、B、C、G、D、F、Nとする。また、評語、再試験、未履修をアルファベットで表記する場合は、それぞれ、R、Xとする。

附 記

- 1 この基準は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 「岐阜大学成績評価に関する申合せ」（平成24年1月17日大学教育委員会制定、平成27年3月20日教学委員会一部改正）は廃止する。

附 記

この基準は、令和7年4月1日から実施する。